

国の令和 5 年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金」に伴う値引きについて

平素より武州ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、これまで 2023 年 2 月～2024 年 1 月検針分のガス・電気料金について、政府が指定する単価の値引きを公表および実施しておりますが、2023 年 12 月 21 日付で、令和 5 年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金」*1 に採択された*2 ことを受け、2024 年 2 月検針分以降も、引き続き値引きを実施することといたしました。なお、お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

*1:本事業の概要は経済産業省ホームページ(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)でご確認ください。

*2:武州ガス株式会社の低圧電力については、東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が販売する電気を取り次ぎいたします。電気価格については、電力取次元である東京ガス株式会社にて申請を行い、2023 年 12 月 22 日に採択されております。

当社の運用内容

1. 値引き単価および適用月

下表の金額をお客さまのガス料金・電気料金より値引きいたします。

ガス料金	2023 年 2 月～2023 年 9 月検針分まで ：1m ³ ご使用につき 30 円（税込み） 2023 年 10 月～2024 年 5 月検針分まで ：1m ³ ご使用につき 15 円（税込み） 2024 年 6 月検針分 ：1m ³ ご使用につき 7.5 円（税込み） ただし、年間契約量が 1,000 万 m ³ 以上のお客さま、発電事業を営むお客さま（売電分）は対象外となります。
電気料金	低圧電気をご契約のお客さま 2023 年 2 月～2023 年 9 月検針分まで ：1kWh ご使用につき 7 円（税込み） 2023 年 10 月～2024 年 5 月検針分まで ：1kWh ご使用につき 3.5 円（税込み） 2024 年 6 月検針分 ：1kWh ご使用につき 1.8 円（税込み） 高圧電気をご契約のお客さま 2023 年 2 月～2023 年 9 月検針分まで ：1kWh ご使用につき 3.5 円（税込み） 2023 年 10 月～2024 年 5 月検針分まで ：1kWh ご使用につき 1.8 円（税込み） 2024 年 6 月検針分 ：1kWh ご使用につき 0.9 円（税込み） なお、特別高圧電気をご契約のお客さまは対象外となります。

※上記の電気料金（低圧電気）のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合

は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用。(例：2024 年 5 月 1 日需給開始、2024 年 5 月 10 日検針の場合、その電気料金には 1.8 円/kWh の値引きを適用。)

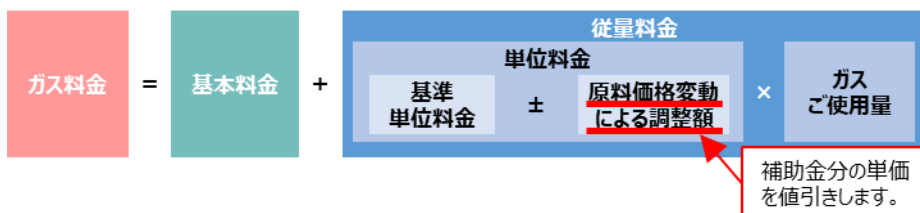
※値引き単価および値引きの適用終了月は国の補助金事業に準じます。

なお、補助金適用前後の調整単価は、検針月の前月中旬(例：2024 年 2 月検針分は、2024 年 1 月中旬)に、当社または東京ガスホームページ^{*3}で公表する予定です。

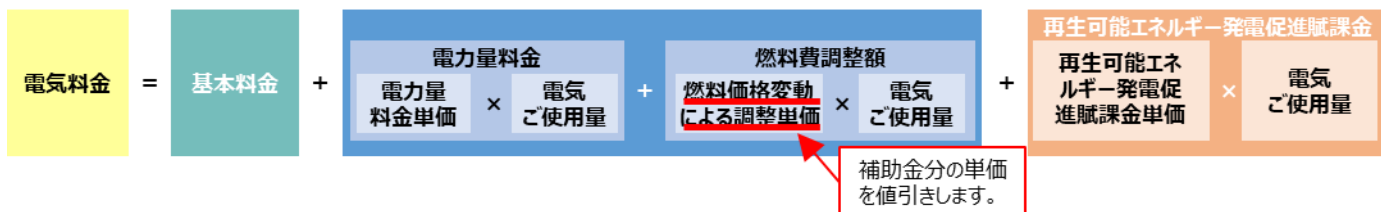
^{*3}：当社・東京ガスホームページ

- ・ ガス料金の調整単価：下記 URL の「原料費調整制度」
<https://www.bushugas.co.jp/home/gokatei/>
- ・ 低圧電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整制度」(東京ガスのホームページにリンクします)
<https://home.tokyo-gas.co.jp/power/ryokin/tanka/index.html#chousei>
- ・ 高圧電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整単価について」
<https://www.bushugas.co.jp/electricity/high-elec/>

<ガス料金の補助金適用イメージ>



<電気料金の補助金適用イメージ>



2. 値引き額の確認方法

毎月お客さまへお配りする検針票は、補助金分を予め値引きした単価にて算定した料金を掲載^{*4}いたします。補助金分として値引きした金額は「①補助金による値引き単価」×「②ご使用量」にて計算できます。また料金プラン(選択約款)の内、基本となる料金から更に割引となる料金プランをご契約のお客さまの金額は、「①補助金による値引き単価」×「②ご使用量」にご契約プランの割引率を掛けたものになります。

なお、国におけるモデルケース(ガス使用量 30m³/月、電気使用量 400kWh/月)の場合、2023 年 2 月から 9 月検針分においては、ガス 900 円/月、電気 2,800 円/月の値引き、2023 年 10 月から 2024 年 5 月

検針分においては、ガス 450 円/月、電気 1,400 円/月の値引き、2024 年 6 月検針分においては、ガス 225 円/月、電気 720 円/月の値引きとなります。

*4：ガスは、「従量料金」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

電気は、「燃料費調整額」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

< 検針票への記載イメージ（ガス・電気合算の場合） >

補助金分を値引きした単価にて算定した料金を記載いたします。

検針月をご確認いただけます。

「②ご使用量」を記載いたします。

「①補助金による値引き単価」を記載いたします。

武州ガスからのお知らせ（検針票）
お客さま番号 10-100-100-10-1
万番

お支払方法 □ 口座振替 □ 口座振替予定日

〇年〇月分 氏名 武州 太郎 様

〇年〇月分ご請求予定額 (10%)
金額 (税込) 16,033 円
内消費税等相当額 (10%) 1,457 円

出 荷 金額 (税込) 〇使用量
ガス料金 (単価料金) 8,852 円 32 ㎥
電気料金 9,852 円 326 kWh
セット割 -270 円

金額 内 訳

※検針日より20日前(20日)以前に検針した消費料金の経過期間により期間満了まで6%の利率が適用されます。
※本表によりガス料金等を請求する事はありません。
また、本表で金額欄やコンピュテナストアでの
お支払はできません。

※ガス料金、電気料金、燃料費調整額、2023-
燃料費調整額、下記に添付ください。
本 社 (049-241-6000)
市庁業務部 (04-2928-9000)

政府の支援により、ガス使用量×税
込15円が値引きされています。

年 月 分 ガス料金等口座振収証
お客さま番号 10-100-100-10-1
領収金額 13,438 円
10%増徴
GPI増徴税等相当額 1,434 円

品 目 金額 (税込)
ガス料金 (単価料金) 7,918 円
電気料金 8,852 円
セット割 -270 円

金額 内 訳

ガス 利用年月 年 月 分 使用量 37 ㎥
電気 利用年月 年 月 分 使用量 283 kWh

※検針日より20日前(20日)以前に検針した消費料金の経過期間により期間満了まで6%の利率が適用されます。
※本表によりガス料金等を請求する事はありません。
また、本表で金額欄やコンピュテナストアでの
お支払はできません。

武州ガス株式会社
〒350-1188
川崎市田町3-2番地1-2

ガス契約明細
ガス供給地点特定番号 738-000-15-100-100-10-1
ガス料金 (単価料金) (税込) 円 16,033
ガス 〇年〇月分ご使用量 32 ㎥

電気契約明細
電気供給地点特定番号 03-001-100-100-100-10-1
電気料金 (単価料金) (税込) 円 9,852
電気 〇年〇月分ご使用量 326 kWh

2023年10月検針分より、電気使用量×税込3.5円 (高圧
は税込1.8円) が値引きされています。

なお、ガス・電気ともに当社とご契約のお客さまにおいては、検針のタイミングが異なることにより、ガス料金と電気料金で、値引きが開始される請求月に差が生じる場合があります。(値引きが終了する請求月にも同じ差が生じますので、値引きが行われる月数は変わりません)

お客さまの検針月は、毎月の検針票における「ガス契約明細」の「ガス検針日」及び「電気契約明細」の「電気検針日」よりご確認ください。

(例①) ガス料金 2023 年 2 月検針分と電気料金 2023 年 1 月検針分を合算して、2023 年 2 月に請求する場合

⇒2023 年 2 月請求分では、ガス料金には補助金分の値引きが適用されておりますが、電気料金には適用されていません。電気料金には 2023 年 3 月請求分 (2 月検針分) 以降、値引きが適用されます。

	2022年11月	12月	2023年1月	2月
ガス				検針日 ★ 請求
電気			検針日 ★	

(例②) ガス料金 2023 年 2 月検針分と電気料金 2022 年 12 月検針分を合算して、2023 年 2 月に請求する場合

⇒2023 年 2 月請求分では、ガス料金には補助金分の値引きが適用されておりますが、電気料金には適用されていません。電気料金には 2023 年 4 月請求分 (2 月検針分) 以降、値引きが

適用されます。

	2022年11月			12月			2023年1月			2月		
ガス												
電気												

3. 本事業に関するお問い合わせ先

本事業の目的・概要などは、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」(下記)へお問い合わせください。

■経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」

0120-013-305

□受付時間 9:00～17:00 (年末年始を除く)

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口(下記)までお問い合わせください。

※ お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

■当社窓口

ガス料金：049-241-9015 <料金チーム>

電気料金：0120-255-900 <小売電気事業チーム>

□受付時間 平日 8:30～17:15 (年末年始を除く)

以上